

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和6年第1回市議会定例会議案説明書

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

足 利 市

目 次

1	議案第 1 号	足利市手数料条例の改正について……………	4
2	議案第 2 号	令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 9 号）について…	4
3	議案第 3 号	工事請負契約の変更について……………	4
4	議案第 4 号	足利市事務分掌条例等の改正について……………	5
5	議案第 5 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正に ついて……………	8
6	議案第 6 号	足利市職員の育児休業等に関する条例及び足利市会計年度 任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について…	8
7	議案第 7 号	足利市手数料条例の改正について……………	11
8	議案第 8 号	令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 10 号）に ついて……………	12
9	議案第 9 号	足利市公平委員会設置条例の改正について……………	12
10	議案第 10 号	足利市固定資産評価審査委員会条例の改正について……………	12
11	議案第 11 号	足利市介護保険条例の改正について……………	14
12	議案第 12 号	足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の改正について……………	18
13	議案第 13 号	足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 を定める条例の改正について……………	43
14	議案第 14 号	足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準等を定める条例の改正について……………	50
15	議案第 15 号	足利市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の改正について……………	56
16	議案第 16 号	足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の改正について……………	61
17	議案第 17 号	足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の改正について……………	62
18	議案第 18 号	足利市印鑑条例の改正について……………	62
19	議案第 19 号	足利市国民健康保険条例の改正について……………	63
20	議案第 20 号	令和 5 年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第 1 号）について……………	64

21	議案第 2 1 号	足利市上下水道事業審議会条例の制定について……………64
22	議案第 2 2 号	足利市水道事業給水条例の改正について……………64
23	議案第 2 3 号	足利市金券基金条例の廃止について……………65
24	議案第 2 4 号	令和 5 年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業 特別会計補正予算（第 1 号）について……………66
25	議案第 2 5 号	市道路線の認定、廃止及び変更について……………66
26	議案第 2 6 号	令和 6 年度足利市一般会計予算について……………67
27	議案第 2 7 号	令和 6 年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 予算について……………67
28	議案第 2 8 号	令和 6 年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算について……………67
29	議案第 2 9 号	令和 6 年度足利市後期高齢者医療特別会計予算について…67
30	議案第 3 0 号	令和 6 年度足利市太陽光発電事業特別会計予算について…67
31	議案第 3 1 号	令和 6 年度足利市あがた駅北産業団地開発事業特別会計 予算について……………67
32	議案第 3 2 号	令和 6 年度足利市水道事業会計予算について……………67
33	議案第 3 3 号	令和 6 年度足利市工業用水道事業会計予算について……………67
34	議案第 3 4 号	令和 6 年度足利市下水道事業会計予算について……………67
35	報告第 1 号	市長専決処分事項報告について……………67
36	報告第 2 号	令和 6 年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する 書類について……………68
37	報告第 3 号	令和 6 年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ 財団の経営状況を説明する書類について……………68
38	報告第 4 号	令和 6 年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を 説明する書類について……………68
39	報告第 5 号	令和 6 年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興 センターの経営状況を説明する書類について……………68

1 議案第 1 号 足利市手数料条例の改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍法に基づく戸籍に関する事務に係る申請の手数料を追加するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第 14 条 (条例の制定及び罰則)
第 227 条 (手数料)
第 228 条 (分担金等に関する規制及び罰則)
- 新旧対照表 (略)

2 議案第 2 号 令和 5 年度足利市一般会計補正予算 (第 9 号) について

令和 5 年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第 218 条 (補正予算、暫定予算等)

(予算説明書別冊のとおり)

3 議案第 3 号 工事請負契約の変更について

令和 2 年第 7 回市議会定例会において議決を得た、(仮称) 足利市新斎場火葬炉設備設置工事の工事請負契約の契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第 234 条 (契約の締結)
- 地方自治法施行令 第 121 条の 2 の 2 (地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号に規定する基準)

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条（議会の議決に付すべき契約）

○ 工事の概要

- 1 工事場所 足利市新山町
- 2 契約の相手方 株式会社 宮本工業所
- 3 変更対照

変更後
変更前

契約金額

376,497,000 円
353,615,000 円

 (増 22,882,000 円)

○ 変更の理由

賃金等の変動に伴い、インフレスライド条項を適用したことによる契約金額の変更

4 議案第 4 号 足利市事務分掌条例等の改正について

令和6年度の行政組織の改正に伴い、関係条例の所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条（議決事件）
(参照事項)
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）
第14条（条例の制定及び罰則）
- 新旧対照表

◎ 足利市事務分掌条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(設置及び分掌) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づく市長の事務部局の部課の設置及び事務分掌は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(7) (略) (8) <u>公共施設マネジメント及び大型公共施設の整備</u>に関すること。 行政経営部 (1)～(10) (略)</p>	<p>(設置及び分掌) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づく市長の事務部局の部課の設置及び事務分掌は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(7) (略) (8) <u>大型公共施設の整備</u>に関すること。 行政経営部 (1)～(10) (略) (11) <u>人権</u>に関すること。</p>

<p>(11) (略)</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 保健衛生に関すること。</u></p> <p><u>(6) 子ども及び子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>生活環境部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市民生活、市民活動及び市民相談並びに共生社会に関すること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>産業観光部 (略)</p> <p>都市建設部</p> <p>(1) 都市計画、<u>交通企画及び開発指導</u>に関すること。</p> <p><u>(2) 建築、住宅及び建築指導に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p><u>(12) 男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 子ども及び家庭福祉に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 保健衛生に関すること。</u></p> <p>生活環境部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市民生活、市民活動及び市民相談に関すること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>産業観光部 (略)</p> <p>都市建設部</p> <p>(1) 都市計画及び開発指導に関すること。</p> <p><u>(2) 建築指導に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 交通企画に関すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 建築及び住宅に関すること。</u></p>
--	--

◎ 足利市地域公共交通会議条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第8条 交通会議の庶務は、<u>都市建設部都市政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 交通会議の庶務は、<u>総合政策部総合政策課</u>において処理する。</p>

◎ 足利市人権推進審議会条例（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会及び部会の庶務は、<u>生活環境部市民生活課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会及び部会の庶務は、<u>行政経営部人権・男女共同参画課</u>において処理する。</p>

◎ 足利市いじめ問題対策連絡協議会等条例（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>

第 35 条 再調査委員会の庶務は、 <u>生活環境部市民生活課</u> において処理する。	第 35 条 再調査委員会の庶務は、 <u>行政経営部人権・男女共同参画課</u> において処理する。
--	---

◎ 足利市建築審査会条例（第 5 条関係）

改 正 案	現 行
(庶務) 第 9 条 審査会の庶務は、 <u>都市建設部建築・住宅政策課</u> において行う。	(庶務) 第 9 条 審査会の庶務は、 <u>都市建設部建築指導課</u> において行う。

◎ 足利市空家等対策協議会条例（第 6 条関係）

改 正 案	現 行
(庶務) 第 9 条 協議会の庶務は、 <u>都市建設部建築・住宅政策課</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 協議会の庶務は、 <u>都市建設部建築指導課</u> において処理する。

◎ 足利市立教育研究所設置条例（第 7 条関係）

改 正 案	現 行
(目的) 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に <u>基づき</u> 、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うために教育研究所（以下「研究所」という。）を設置する。	(目的) 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に <u>基き</u> 、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うために教育研究所（以下「研究所」という。）を設置する。
(事業) 第 2 条 研究所は、 <u>前条</u> の目的を達成するために次の事業を行う。 <u>(1) 教育のデジタル・トランスフォーメーションに関する事業</u> <u>(2)～(4)</u> （略）	(事業) 第 2 条 研究所は <u>前条</u> の目的を達成するために次の事業を行う。 <u>(1)～(3)</u> （略）
(規則委任) 第 5 条 この条例で定めるものの <u>ほか</u> 、研究所の組織運営に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	(規則委任) 第 5 条 この条例で定めるものの <u>外</u> 、研究所の組織運営に関し必要な事項は <u>教育委員会規則</u> で定める。

5 議案第 5 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について
 人事院規則の改正に準じ、夏季休暇の取得可能期間を拡大するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 9 6 条 (議決事件)
 (参照事項)
- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
 第 1 4 条 (条例の制定及び罰則)
- 地方公務員法 第 2 4 条 (給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)
- 新旧対照表 (略)

6 議案第 6 号 足利市職員の育児休業等に関する条例及び足利市会計年度
 任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について
 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当支給に係る所要の規定
 を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 9 6 条 (議決事件)
 (参照事項)
- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
 第 1 4 条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

◎ 足利市職員の育児休業等に関する条例【第 1 条関係】

改 正 案	現 行
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 (略) 2 給与条例第 17 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 (略) 2 給与条例第 17 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における)

<p>る号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第22条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p>	<p>る号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第22条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p>
---	---

◎ 足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例【第2条関係】

改正案	現行
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項の規定により採用された同項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項の規定により採用された同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項の規定により採用された同項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項の規定により採用された同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p>

2 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 (略)

- 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第23条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日の前日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め

2 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 (略)

- 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第23条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日の前日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め

合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第17条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日の前日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 (略)

7 議案第7号 足利市手数料条例の改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法に基づく危険物の貯蔵所に係る申請の手数料を変更するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

○ 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

○ 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)

第14条 (条例の制定及び罰則)

第227条 (手数料)

第228条 (分担金等に関する規制及び罰則)

○ 新旧対照表 (略)

8 議案第 8 号 令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 10 号）について
令和 5 年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第 96 条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第 218 条（補正予算、暫定予算等）

（予算説明書別冊のとおり）

9 議案第 9 号 足利市公平委員会設置条例の改正について

公平委員会の設置根拠に係る規定を変更し、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第 96 条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第 2 条（地方公共団体の法人格とその事務）
第 14 条（条例の制定及び罰則）
- 地方公務員法 第 7 条（人事委員会又は公平委員会の設置）
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） 第 7 条の規定に <u>基づき</u> 足利市公平委員会を設 置する。	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） 第 7 条第 2 項の規定に <u>基き</u> 足利市公平委員会 を設置する。

10 議案第 10 号 足利市固定資産評価審査委員会条例の改正について

固定資産評価審査委員会において作成する調書の押印を廃止し、所要の規定を
整備するため、条例を改正しようとするものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第 96 条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第 2 条（地方公共団体の法人格とその事務）
第 14 条（条例の制定及び罰則）

○ 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(委員長) 第2条 (略) 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。この選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを<u>もって</u>当選人とする。ただし、委員会は委員の総てに異議がないときは指名推薦の方法によることができる。 3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところに<u>よって</u>その職務を行う。 4・5 (略)</p>	<p>(委員長) 第2条 (略) 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。この選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを<u>もつて</u>当選人とする。ただし、委員会は委員の総てに異議がないときは指名推薦の方法によることができる。 3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところに<u>よつて</u>その職務を行う。 4・5 (略)</p>
<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2 (略) 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。 4 (略)</p>	<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2 (略) 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第4条第3項に規定する書面を添付しなければならない。 4 (略)</p>
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 (1)～(3) (略)</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3) (略)</p>
<p>(口頭審理) 第8条 (略) 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。 3～5 (略) 6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して最終の意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</p>	<p>(口頭審理) 第8条 (略) 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、そのつど口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。 3～5 (略) 6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して最終の意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</p>

<p>7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(<u>実地調査</u>)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>議事についての調書</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>決定書の作成</u>)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 法第433条第12項の通知は、<u>審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもってこれを</u>しなければならない。</p> <p>(<u>関係者に対する費用の弁償</u>)</p> <p>第13条 法第433条第7項の規定によって<u>関係者(審査申出人及び市長を除く。)</u>に対し出席及び証言を求めた場合においては当該関係者に対して足利市職員等の旅費に関する条例(昭和25年足利市条例第34号)の規定による4級の職務にある者に対する旅費支給の例によって<u>旅費を支給するものとする。</u></p>	<p>7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(<u>実地調査</u>)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>議事についての調書</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>決定書の作成</u>)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 法第433条第12項の通知は、<u>審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもつてこれを</u>しなければならない。</p> <p>(<u>関係者に対する費用の弁償</u>)</p> <p>第13条 法第433条第7項の規定によつて<u>関係者(審査申出人及び市長を除く。)</u>に対し出席及び証言を求めた場合においては当該関係者に対して足利市職員等の旅費に関する条例(昭和25年足利市条例第34号)の規定による4級の職務にある者に対する旅費支給の例によつて<u>旅費を支給するものとする。</u></p>
---	---

11 議案第11号 足利市介護保険条例の改正について

令和6年度から令和8年度までの介護給付費の見込みに対して、介護給付費準備基金からの繰入れ等を勘案した介護保険料に改定を行うため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

○ 地方自治法 第96条(議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 31,900円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,000円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,400円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,900円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,200円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 78,900円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 84,900円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 92,100円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 29,900円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,200円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,900円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 54,600円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,600円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 74,500円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 79,900円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 86,500円</p>

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 106,100円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 116,500円

ア 合計所得金額が 3,200,000円以上4,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 127,700円

ア 合計所得金額が 4,200,000円以上5,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 153,000円

ア 合計所得金額が 5,200,000円以上

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 99,900円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 106,500円

ア 合計所得金額が 3,200,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 116,500円

ア 合計所得金額が 4,000,000円以上5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 139,800円

ア 合計所得金額が 5,000,000円以上

6,200,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 157,200 円

ア 合計所得金額が 6,200,000 円以上 7,200,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 182,500 円

ア 合計所得金額が 7,200,000 円以上 10,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 189,500 円

附 則

(令和6年度から令和8年度までにおける保険料率の特例)

第17条 令和6年度から令和8年度までにおける法第124条の2第1項に規定する保険料の減額賦課に係る保険料率は、第4条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 20,000 円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 34,000 円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,000 円

7,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 166,500 円

ア 合計所得金額が 7,000,000 円以上 10,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 173,100 円

附 則

12 議案第12号 足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正について

厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスにおける生産性の向上及び医療機関との連携体制の構築を図るほか、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 介護保険法 第78条の4 (指定地域密着型サービスの事業の基準)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 (略) 2～4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) <u>(11)</u> (略) 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</u> 7～12 (略) (管理者) 第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 (略) 2～4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) <u>(11) 指定介護療養型医療施設</u> <u>(12)</u> (略) 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</u> 7～12 (略) (管理者) 第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に</p>

従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 25 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(10)・(11) (略)

(掲示)

第 35 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 25 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8)・(9) (略)

(掲示)

第 35 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第43条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第7号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。ただし、第1号、第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、診療記録をもって代えることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6)～(8) (略)

(訪問介護員等の員数)

第48条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

(記録の整備)

第43条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。ただし、第1号、第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、診療記録をもって代えることができる。

(1)～(4) (略)

(5)～(7) (略)

(訪問介護員等の員数)

第48条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事させることができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(7)～(9) (略)

(記録の整備)

第59条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事させることができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第59条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用

者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間）保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項、第20条、第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項及び第3項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間）保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項、第20条、第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

る。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(7)・(8) (略)

(記録の整備)

第60条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第5号から第7号までに掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条及び

る。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第60条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号から第6号までに掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市長への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条及び

第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第 60 条の 20 の 3 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 2、第 60 条の 4 及び第 60 条の 5 第 4 項並びに前節（第 60 条の 20 を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2

第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第 60 条の 20 の 3 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 2、第 60 条の 4 及び第 60 条の 5 第 4 項並びに前節（第 60 条の 20 を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同

項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第60条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第6号から第8号までに掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定

項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第60条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第5号から第7号までに掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定

による市長への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 60 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第 63 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

する市長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 60 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第 63 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第 66 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項、第 111 条第 9 項及び第 193 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 67 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 71 条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、

2 (略)

(利用定員等)

第 66 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項、第 111 条第 9 項及び第 193 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 67 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 71 条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(7)・(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第 72 条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第 63 条又は第 67 条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第 80 条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間（第 5 号から第 7 号までに掲げる記録にあっては、2 年間）保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 71 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(5) (略)

(6) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

3 (略)

(準用)

第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 6、第 60 条の 7、第 60 条の 11 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第

(5)・(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第 72 条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第 63 条又は第 67 条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第 80 条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間（第 4 号から第 6 号までに掲げる記録にあっては、2 年間）保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(4) (略)

(5) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(6) (略)

3 (略)

(準用)

第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 6、第 60 条の 7、第 60 条の 11 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第

10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 64 条第 4 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第 83 条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(表略)

7～13 (略)

(管理者)

第 84 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 64 条第 4 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第 83 条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(表略)

7～13 (略)

(管理者)

第 84 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介

2・3 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事させることができるものとする。

2・3 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7)・(8) (略)

第 107 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催しなければならない。

(準用)

第 109 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16 及び第 60 条の 17 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは、「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(管理者)

第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができ

(準用)

第 109 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16 及び第 60 条の 17 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは、「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(管理者)

第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併

るものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエ

設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 (略)

ンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 (略)

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、第105条及び第107条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項及び第3項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 131 条 (略)

2～6 (略)

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第 150 条において準用する第 107 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

エ 緊急時の体制整備

オ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

カ 地域密着型特定施設事業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取

(従業者の員数)

第 131 条 (略)

2～6 (略)

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設(病院であるものに限る。)介護支援専門員

(3) (略)

8～10 (略)

組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第 132 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

(協力医療機関等)

第 148 条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症

(管理者)

第 132 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

(協力医療機関等)

第 148 条 (略)

の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条及び第107条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項及び第3項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第153条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数

2 (略)

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第153条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院(病床数 100 以上の病院の場合に

100以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

9～13 (略)

14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

15～17 (略)

第154条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設

限る。) 栄養士又は管理栄養士

(4) 指定介護療養型医療施設(病院であるものに限る。) 介護支援専門員

(5) (略)

9～13 (略)

14～16 (略)

第154条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設

の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第 169 条 （略）

(1)～(4) （略）

(5) 第 159 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第 179 条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第 177 条第 3 項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録を行うこと。

（協力医療機関等）

第 174 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号のいずれにも該当する協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関により定めることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、

の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第 169 条 （略）

(1)～(4) （略）

(5) 第 159 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第 179 条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第 177 条第 3 項に規定する事故の状況及びその際に採った処置について記録すること。

（協力病院等）

第 174 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項及び第3項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」と

2 (略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替える

あるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項及び第3項並びに第41条の2第1項及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準

ものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」

用する第 177 条第 3 項」と、第 178 条第 2 項第 2 号中「第 157 条第 2 項」とあるのは「第 191 条において準用する第 157 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 159 条第 5 項」とあるのは「第 184 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 191 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 191 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第 193 条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第 194 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)

第 199 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものと

と、第 178 条第 2 項第 2 号中「第 157 条第 2 項」とあるのは「第 191 条において準用する第 157 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 159 条第 5 項」とあるのは「第 184 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 191 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 191 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第 193 条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第 194 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等の職務に従事させることができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)

第 199 条 看護小規模多機能型居宅介護従業者の行う指定看護小規模多機能型居宅介護

する。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に行うこと。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) (略)

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、第107条及び第107の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項及び第3項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型

の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うこと。

(2)～(6) (略)

(7)～(11) (略)

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 88 条中「第 83 条第 12 項」とあるのは「第 193 条第 13 項」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 88 条中「第 83 条第 12 項」とあるのは「第 193 条第 13 項」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

13 議案第 13 号 足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正について

厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスにおける生産性の向上及び医療機関との連携体制の構築を図るほか、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第 14 条 (条例の制定及び罰則)
- 介護保険法 第 115 条の 14 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
(管理者)	(管理者)

第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第10条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第10条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(揭示)

第 33 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第 41 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間（第 5 号から第 7 号までに掲げる記録にあつては、2 年間）保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 43 条第 11 号の規定による身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(7) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 43 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す

(揭示)

第 33 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第 41 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間（第 4 号から第 6 号までに掲げる記録にあつては、2 年間）保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(6) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 43 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

るため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束等を行わないこと。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号の介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(表略)

7～13 (略)

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(10)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号の介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(表略)

7～13 (略)

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第 54 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 64 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(準用)

115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）に従事させることができるものとする。

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第 54 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

(準用)

第 66 条 第 12 条から第 16 条まで、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条から第 40 条（第 38 条第 4 項を除く。）までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは、「第 58 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 29 条第 3 項及び第 4 項、第 29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 33 条第 1 項及び第 3 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(管理者)

第 73 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第 80 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生

第 66 条 第 12 条から第 16 条まで、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条から第 40 条（第 38 条第 4 項を除く。）までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは、「第 58 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 29 条第 3 項及び第 4 項、第 29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(管理者)

第 73 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第 80 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事

活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 84 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（次項において「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させ

業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 84 条 (略)

ることができるように努めなければならない。

7・8 (略)

(準用)

第 87 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条の 2、第 32 条から第 35 条まで、第 37 条から第 40 条（第 38 条第 4 項及び第 40 条第 5 項を除く。）まで、第 57 条、第 60 条、第 62 条及び第 64 条の 2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 33 条第 1 項及び第 3 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 60 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(準用)

第 87 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条の 2、第 32 条から第 35 条まで、第 37 条から第 40 条（第 38 条第 4 項及び第 40 条第 5 項を除く。）まで、第 57 条、第 60 条及び第 62 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 60 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

14 議案第 14 号 足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正について

厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防支援事業における人員配置基準の見直しを行うほか、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

○ 地方自治法 第 96 条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 介護保険法 第115条の24 (指定介護予防支援の事業の基準)

- 新旧対照表

改正案	現行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者が設置する地域包括支援センターの職務に従事することができる。</u></p>

専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明し、当該利用者の理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、その提供した指定介護予防支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定介護予防支援の中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(規則第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 3 条、この章及び次章の規定(第 33 条第 29 号の規定を除く。)を遵守するよう措置させること。

(揭示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しな

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、その提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定介護予防支援の中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。

(2)・(3) (略)

(4) 委託を受ける指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第 3 条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させること。

(揭示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

ればならない。

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 33 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下第 33 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において同じ。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(3)～(11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第 76 条第 2 号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年栃木県条例第 15 号。以下この条において「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第 77 条第 2 号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準

画の提出を求めること。

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス等事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等の指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況及び利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。

(14)・(15) (略)

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、当該利用者の居宅を訪問して面接することとし、当該利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して面接すること。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置

条例において位置付けられている計画の提出を求めること。

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス等事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況及び利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。

(14)・(15) (略)

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ （略）

(17)～(28) （略）

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第 118 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）等を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。

ウ （略）

(17)～(28) （略）

15 議案第 15 号 足利市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の改正について

厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業における人員配置基準の見直しを行うほか、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

（議決の根拠）

○ 地方自治法 第 96 条（議決事件）

（参照事項）

○ 地方自治法 第 2 条（地方公共団体の法人格とその事務）

第 14 条（条例の制定及び罰則）

○ 介護保険法 第 81 条（指定居宅介護支援の事業の基準）

○ 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u>が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)</u>が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成される</u></p>

者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る

ものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明し、当該利用者の理解を得なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る

電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(3)～(14) (略)

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合には、少なくとも2月に1回、当該利用者の居宅を訪問して面接することとし、当該利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接すること。

電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(14) (略)

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

と。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(16)～(20) (略)

(20)の2 (略)

(21)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しな

イ (略)

(16)～(20) (略)

(20)の2 (略)

(21)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

<p><u>ればならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第 16 条第 1 項第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p>
--	--

16 議案第 16 号 足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

放課後児童支援員として従事するために必要な研修の修了要件を緩和するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)
- (参照事項)
- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
- 第 14 条 (条例の制定及び罰則)
- 児童福祉法 第 34 条の 8 の 2 (設備及び運営の基準)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>4 <u>当分の間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>4 <u>この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和 2 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>

17 議案第 17 号 足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第 14 条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
(特定教育・保育の取扱方針) 第 15 条 (略) (1) (略) (2) 認定こども園 (認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 10 項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略)	(特定教育・保育の取扱方針) 第 15 条 (略) (1) (略) (2) 認定こども園 (認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略)

18 議案第 18 号 足利市印鑑条例の改正について

オンライン申請による印鑑登録証明書の交付の運用開始に伴い、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第 14 条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
(印鑑登録証明書の交付申請) 第 14 条 (略) 2 (略)	(印鑑登録証明書の交付申請) 第 14 条 (略) 2 (略)

<p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、自ら電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>第3条第1項に規定する署名用電子証明書</u>（以下この項において「署名用電子証明書」という。）若しくは第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書（以下この項において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されている個人番号カード又は署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書が記録されている同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備を使用し、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請することができる。この場合においては、暗証番号その他の必要事項を入力し、<u>同法第2条第1項に規定する電子署名又は同条第2項に規定する電子利用者証明</u>を行うものとする。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、自ら電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書（以下この項において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されている個人番号カード又は利用者証明用電子証明書が記録されている同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備を使用し、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請することができる。この場合においては、暗証番号その他の必要事項を入力し、<u>同法第2条第2項に規定する電子利用者証明</u>を行うものとする。</p>
--	---

19 議案第19号 足利市国民健康保険条例の改正について

子育て世帯を経済的に支援するため、18歳以下の被保険者に係る国民健康保険税を減免するにあたり、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）
第14条（条例の制定及び罰則）
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(18歳以下の被保険者に係る保険税の減免の特例)</u></p> <p>23 <u>保険税の納税義務者の属する世帯内に</u></p>	

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合は、当該納税義務者について保険税を減免する。この場合において、当該減免に関する申請手続その他の事項については、第29条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

20 議案第20号 令和5年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）について

令和5年度足利市国民健康保険特別会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第218条（補正予算、暫定予算等）

（予算説明書別冊のとおり）

21 議案第21号 足利市上下水道事業審議会条例の制定について

上下水道事業の円滑な運営を図ることを目的とし、有識者等で構成された審議会を設置するため、条例を制定しようとするものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）
第14条（条例の制定及び罰則）
- 地方公営企業法 第14条（事務処理のための組織）

22 議案第22号 足利市水道事業給水条例の改正について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

改正案	現行
<p>(給水装置の新設等の申込み) 第6条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、撤去等を行う者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2・3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略) 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み) 第6条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、撤去等を行う者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2・3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略) 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

23 議案第23号 足利市金券基金条例の廃止について

足利市金券(輝きチケット)発行事業の終了に伴い、足利市金券基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)

24 議案第24号 令和5年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別
会計補正予算（第1号）について

令和5年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計予算を補正する
ため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）

（参照事項）

- 地方自治法 第218条（補正予算、暫定予算等）

25 議案第25号 市道路線の認定、廃止及び変更について

土地区画整理事業、開発行為による帰属、管理引継等による市道路線の新規
認定、廃止及び変更をしようとするため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）

（参照事項）

- 道路法関係部分の要点

1 市道は、市の区域内に存する道路で、市長が認定したものであること。

（第8条第1項）

2 市長が認定しようとする場合は、あらかじめ市議会の議決を経なければな
らないものであること。（第8条第2項）

3 市道が一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合又は路線が重
複する場合は、その全部又は一部を廃止することができるものであること。

（第10条第1項）

4 市道の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする
場合は、これらの手続に代えて、路線を変更することができるものである
こと。（第10条第2項）

5 市道の廃止、変更の場合も市議会の議決を必要とするものであること。

（第10条第3項）

（認定、廃止及び変更位置図別冊のとおり）

- 26 議案第 26 号 令和 6 年度足利市一般会計予算について
- 27 議案第 27 号 令和 6 年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 28 議案第 28 号 令和 6 年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について
- 29 議案第 29 号 令和 6 年度足利市後期高齢者医療特別会計予算について
- 30 議案第 30 号 令和 6 年度足利市太陽光発電事業特別会計予算について
- 31 議案第 31 号 令和 6 年度足利市あがた駅北産業団地開発事業特別会計予算について
- 32 議案第 32 号 令和 6 年度足利市水道事業会計予算について
- 33 議案第 33 号 令和 6 年度足利市工業用水道事業会計予算について
- 34 議案第 34 号 令和 6 年度足利市下水道事業会計予算について

令和 6 年度足利市各会計予算を定めるため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第 96 条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第 211 条（予算の調製及び議決）
- 地方公営企業法 第 24 条（予算）
第 25 条（予算に関する説明書）

（予算説明書別冊のとおり）

- 35 報告第 1 号 市長専決処分事項報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって指定された議会の委任による事項（法律上市の義務に属する1件200万円以下の損害賠償の額の決定及び和解）について専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものである。

（報告の根拠）

- 地方自治法 第 180 条（議会の委任による専決処分）
（参照事項）
- 地方自治法 第 96 条（議決事件）

- 36 報告第 2 号 令和 6 年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 37 報告第 3 号 令和 6 年度公益財団法人足利すみどり文化・スポーツ財団の経営状況を説明する書類について
- 38 報告第 4 号 令和 6 年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する書類について
- 39 報告第 5 号 令和 6 年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類について

それぞれ令和 6 年度の事業計画に関する書類を提出するものである。

(提出の根拠)

- 地方自治法 第 243 条の 3 (財政状況の公表等)
 - (参照事項)
 - 地方自治法 第 221 条 (予算の執行に関する長の調査権等)
 - 地方自治法施行令 第 152 条 (普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)
- 第 173 条の 2 (法人の経営状況等を説明する書類)

(事業計画及び収支予算書別冊のとおり)